

～マイナ保険証の紐づけ登録をまだされていない方へ～

マイナ保険証の利用登録をお願いいたします

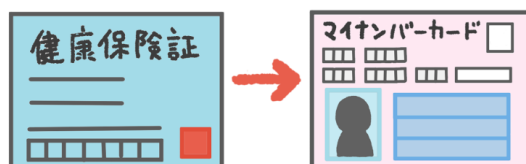
2024（令和6）年12月2日以降、健康保険証の発行は廃止となりました。

12/2以降は現行の保険証の新規交付および再交付を行う事はできません。

今後は、マイナ保険証を使う仕組みに移行していますので、ご協力をお願いいたします。

マイナ保険証とは

健康保険証として利用登録をすませたマイナナンバーカードのことです。
マイナナンバーカードに機能が追加されるだけで、
新たなカードが発行されるわけではありません。



◆よりよい医療を受けることができる



窓口のカードリーダーで同意すると過去の診療情報やお薬の情報をふまえ、
より適切な医療を受けられます。

◆高額療養費の限度額を超えた分の支払いが免除に



事前に健保へ申請書を提出しなくても窓口のカードリーダーで同意すると
限度額以上の支払いが不要となります。

◆確定申告の医療費控除申請が簡単に



マイナポータルを使うことで、医療費情報が自動入力されるので、
確定申告の手続きが便利になります。

◆マイナ保険証移行の概要

	2024/12/1	2024/12/2～2025/12/1	2025/12/2
従来の保険証	新規交付 再交付終了	経過措置期間 使用可	使用不可
マイナ保険証		医療機関でご提示ください	
資格情報のお知らせ		マイナ保険証が使えない医療機関にかかるとき マイナ保険証とあわせて提示すると保険診療を受けることができます	
資格確認書		マイナ保険証を持っていない方で、従来の保険証紛失・氏名変更・ 新規加入などにより、申請があった場合に交付 2025/11月ごろ マイナ保険証を持っていない方に交付	

お持ちの保険証は、
2025/12/1まで使用できます。

2025/12/2以降は使用できなくなりますので、
それまでにマイナ保険証の利用登録を行って
いただくことを、おすすめします。

<マイナナンバーカードの健康保険証利用に関するお問合せはこちら>

マイナナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

5番を選択のうえ、音声ガイダンスに従ってお進みください。

受付時間

平日:9時30分～20時00分(年末年始を除く)
土日祝日:9時30分～17時30分

マイナンバーカードがまだの方はマイナンバーカード取得を！

マイナ保険証を利用するためには、マイナンバーカードが必要です。

まだの方は、マイナンバーカードの取得をお願いします。

- オンライン申請<マイナンバーカード総合サイト> (QRコードはこちら)

<https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/apply/>

- 郵便による申請
- まちなかの証明写真機から

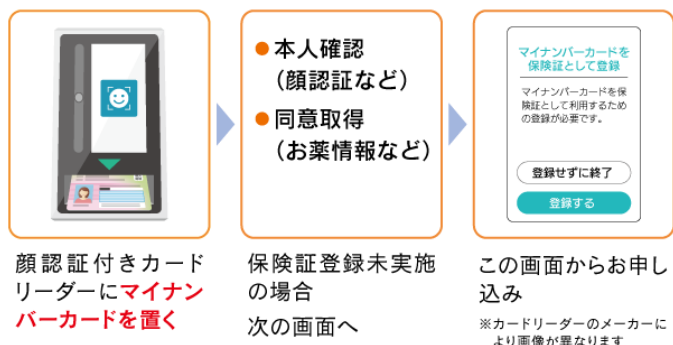


◆マイナ保険証の利用登録方法

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには利用登録が必要です。

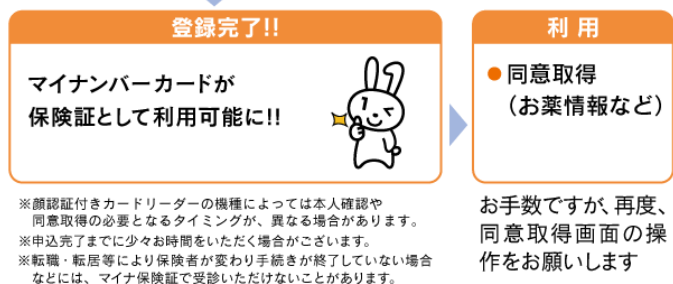
以下の3つの方法がありますので、ご自身にあったやり方でご登録ください。

1.医療機関・薬局の受付で登録



★ご注意ください★

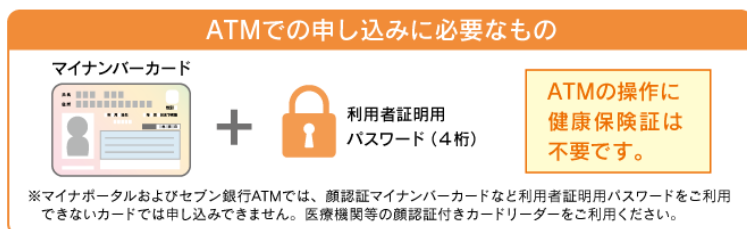
マイナ保険証はご家族それぞれ
保険証利用登録が必要です。
まだ利用登録していない方がいましたら、
ぜひあわせて利用登録をお願い致します。



2.マイナポータルから登録



3.セブン銀行ATMから登録



セブン銀行の
ATMでも登録が
できるよう
になりました!